

# 令和8年度群馬県制度融資に係る県への提出書類一覧（金融機関→県）

令和8年4月1日改正

	資金名	事務手続及び提出書類<提出先>				
		事業計画の承認申請	融資実行報告	完了届	変更報告	借換 ※注
承事 認 計 画 資 金 画	中小企業パワーアップ資金	中小企業パワーアップ資金事業計画承認申請書 ※要件ごとに使用する様式が異なります <地域企業支援課>	群馬県制度融資実行報告書 <地域企業支援課>	群馬県制度融資事業計画完了届 <地域企業支援課>	群馬県制度融資変更報告書 <地域企業支援課>	②緊急経営 ③Hタイプ（保証付きに限る） ④Iタイプ（保証付きに限る）
	災害レジリエンス強化資金	災害レジリエンス強化資金事業計画承認申請書 <未来投資・デジタル産業課>		群馬県制度融資事業計画完了届 <未来投資・デジタル産業課>		

	資金名	事務手続及び提出書類<提出先>				
		事前連絡	融資実行報告	変更報告	借換 ※注	
保 証 任 意 資 金	現行資金 緊急経営改善資金	・群馬県緊急経営改善資金融資申込事前連絡書 ・借換要件確認票 <地域企業支援課> ※郵送又は事前連絡の上で メール 保証付の場合、<信用保証協会>にも送付	群馬県緊急経営改善資金融資実行報告書 <地域企業支援課>	群馬県制度融資変更報告書 <地域企業支援課>	②緊急経営 ③Hタイプ（保証付きに限る） ④Iタイプ（保証付きに限る）	
	廃止資金	中小企業フロンティア資金	-			
		中小企業設備支援資金	-			
		群馬デスティネーションキャンペーン等支援資金 企業立地促進資金	-			
保 証 義 務 づ け 資 金	現行資金 小口資金（特別小口資金を含む）	各市町村の定めによる（県に提出する書類はありません）			①同一資金 ③Hタイプ（事前に信用保証協会に相談してください） ④Iタイプ（事前に信用保証協会に相談してください）	
	現行資金	小規模企業事業資金 （小口零細企業資金を含む）	県に提出する書類はありません			①同一資金 ③Hタイプ ④Iタイプ
		経営サポート資金 （物価高騰等経済対策資金を含む）				
		中小企業再生支援資金				
		創業者・再チャレンジ支援資金 事業承継支援資金				
	廃止資金	東日本大震災被害対策資金	県に提出する書類はありません			①同一資金 ③Hタイプ ④Iタイプ
		新型コロナウイルス感染症対応資金	県に提出する書類はありません（※利子補給申請については、別途、県の案内により書類等の提出をしてください）			②緊急経営 ③Hタイプ ④Iタイプ
経営力強化アシスト資金		県に提出する書類はありません			④Iタイプ	

※注 借換の手続き

①同一資金による借換	借換を利用するためには要件を満たす必要があるため、融資実行前に『借換要件確認票』により確認を行い、保証付融資の場合は<信用保証協会>へ、保証任意資金の場合は<地域企業支援課>へ送付してください。経営改善要件で借換を利用する場合、それぞれの送付先に『事業計画書』を送付してください。
②緊急経営改善資金による借換	緊急経営改善資金では、既往債務残高の借換が可能です。借換に併せて新規融資を受けることはできません。
③物価高騰等経済対策資金（Hタイプ）による借換	一般保証での保証付き既往借入金の借り換えのほか、経営安定関連保証（5号）では、以下の既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金の借り換えが可能です。 ・新型コロナウイルス感染症対応資金に係る既往借入金 ・伴走支援型特別保証制度に係る既往借入金 ・中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証（保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者に係るものに限る。）に係る既往借入金 ・中小企業信用保険法第15条に規定する危機関連保証（保険法第2条第6項（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特例中小企業者に係るものに限る。）に係る既往借入金 ・経営安定関連保証（5号）であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金
④物価高騰等経済対策資金（Iタイプ）による借換	一般保証での保証付き既往借入金の借り換えが可能です。